

## 加工食品、生鮮食品および添加物表示の変更について

これまで食品に関する法律は、食品衛生法、JAS法および健康増進法からなり、複雑で分かりづらかったため、平成27年4月1日から、この3つの法律を改め、食品表示法を施行しました。

これにより、「栄養成分表示」、「アレルギー表示」が義務化し、原材料名の表示方法が変更され、より細かな表示に改められました。

「栄養成分表示」では免除される場合がありますが、これまで以上に表示に関しては、新しい法律に基づく表示をされますようお願いいたします。

なお、旧基準による表示は認められませんが、加工食品（原料に手を加える・加工したもの）および添加物（膨張剤、香料など）の表示は5年間（平成32年3月31日までに）、生鮮食品（原料に手を加えない・加工しないもの、ただし、軽度のさん塩、生干しや湯通しなどを施したものは加工食品になります）の表示は1年6カ月間（平成28年9月30日までに）の経過措置期間がありますが、新たにラベ

ルを作る、ラベルの印刷や容器の変更などに合わせて、新しい基準による表示に切り替えられるよう速やかにお願いたします。

詳しい表示内容等は、消費者庁ホームページでご確認ください。

お問い合わせは、名寄保健所までお願いいたします。

### ◇お問い合わせ先

名寄保健所

電話 01654-3-3121



### 光サービスの乗り換えは慎重に！

電話で、大手電話会社を名乗り「光回線サービスの利用料が安くなる」と新サービスを勧められて承諾したところ、実際は「安くな

らない」「別会社だった」などという苦情が寄せられています。

① NTT東日本とNTT西日本が光回線サービスの卸売りを開始してから、多くの事業者が光回線と独自サービスをセット販売するなどして、契約内容が多様・複雑化しています。

② 勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名などの契約内容を確認しましょう。セット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料が発生したりする場合があります。

③ NTT東日本・西日本から乗り換える場合は、転用承諾番号の取得が必要となります。安易に承諾せず、現在の契約内容を確認した上で検討しましょう。

④ 光回線サービスの契約はクーリングオフができません。困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

### ◇お問い合わせ先

士別地区広域消費生活センター  
消費生活相談専用ダイヤル

電話 23-3820

8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 世界の笑顔を広げるシゴト

現地の人と暮らしながら、その国の発展を支援する草の根レベルの国際協力に参加しませんか？ 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア募集説明会を開催します。

### ▼内容

事業概要説明、帰国ボランティアによる体験談ほか

### ▼資格

20歳～39歳で日本国籍保持者（シニアは40歳～69歳）

### ▼日時

4月16日（土）シニア10時30分～12時、青年海外協力隊14時～16時、各々30分前会場

### ▼場所

フイール旭川7階旭川市国際交流センター第1会議室

### ▼定員

なし（予約不要）

### ▼ホームページ

<http://www.jica.go.jp/sapporo/>

### ◇お問い合わせ先

JICA旭川デスク  
電話 0166-22-8805